

B 5 - 4
5 年 保 存 (常)
(令和7年12月31日まで)
F N . B 5 - 1 - 0
鹿 サ 対 第 1 1 号
令 和 2 年 3 月 1 8 日

各 部 長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長
担当 企 画 指 導 係 TEL 

サイバー防犯ボランティアの運用について（通達）

サイバー空間における安心・安全を確保するため、「サイバー防犯ボランティア運用要綱の一部改正について（通達）」（平成29年5月11日付け鹿生環第90号。以下「旧通達」という。）に基づき、県民の中から、インターネットに係る豊富な経験と知識を有した者や団体をサイバー防犯ボランティアに委嘱し、インターネット利用等を通じて把握した違法・有害情報の通報等に関する協力を得ているところであるが、このたび、別添の「サイバー防犯ボランティア運用要綱」の一部見直しを行ったので、各所属においては誤りのないよう運用されたい。

なお、この通達は本日から施行し、旧通達は廃止する。

別添

サイバー防犯ボランティア運用要綱

1 趣旨

この要綱は、インターネットに係る違法・有害情報の排除及び犯罪の捜査を円滑に推進するなど、サイバー空間における安心・安全を確保するため、ボランティアとして警察に協力支援するサイバー防犯ボランティアの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委嘱

(1) 所属長は、適当と思われる個人又は団体をサイバー防犯ボランティア推薦書（別記第1号又は第1号の2様式）により本部長に推薦するものとする。

なお、推薦する個人又は団体の基準は次のとおりとする。

ア 日常的にインターネットを利用し、インターネット及び情報セキュリティに関する豊富な知識・経験を有すること。

イ 県内に居住する個人又は拠点を置く団体であって、サイバー空間の安心・安全に対し、積極的な活動が期待できること。

(2) 本部長は、サイバー防犯ボランティアの委嘱に当たっては、前項の規定により推薦された個人又は団体に対し委嘱状（別記第2号又は第2号の2様式）を交付して委嘱するものとする。

なお、委嘱した個人又は団体については、サイバー防犯ボランティア名簿（別記第3号又は第3号の2様式）に登載するものとする。

3 活動内容等

第2条の規定によりサイバー防犯ボランティアへの委嘱を推薦した所属長は、委嘱を受けた個人又は団体に対し、サイバー空間の安心・安全を確保するため、次に掲げる事項について協力依頼すること。

(1) インターネット上に存在する違法・有害情報等を発見した際の通報

(2) 自殺予告事案等人命保護のため緊急に対処する必要があると認める場合の110番通報による速報

(3) サイバー犯罪対策に係る広報啓発活動及び研修会への積極的な参加

(4) その他サイバー犯罪対策上必要な提言等の協力

4 任期

サイバー防犯ボランティアの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 解嘱

(1) 本部長は、サイバー防犯ボランティアに委嘱した個人又は団体が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、その任期中にかかわらず解嘱することができる。

ア サイバー防犯ボランティアたるにふさわしくない非行のあったとき。

イ サイバー防犯ボランティアに委嘱した個人又は団体から辞任の申出があったとき。

(2) 所属長は、サイバー防犯ボランティアが前項各号のいずれかに該当する場合は、本

部長に対し、速やかに解嘱事由に該当する事実を明らかにしたサイバー防犯ボランティア解嘱申請書（別記第4号又は第4号の2様式。以下「解嘱申請書」という。）により、当該サイバー防犯ボランティアの解嘱を上申するものとする。

(3) 所属長は、サイバー防犯ボランティアに委嘱した個人又は団体から、辞任の申出があった場合は、サイバー防犯ボランティア辞任申出書（別記第5号又は第5号の2様式）を徴した上で、解嘱申請書と併せて送付すること。

(4) 本部長は、サイバー防犯ボランティアの解嘱に当たっては、サイバー防犯ボランティアに対し、サイバー防犯ボランティア解嘱通知書（別記第6号又は第6号の2様式）を交付し、速やかにサイバー防犯ボランティア名簿から抹消するものとする。

6 運用上の留意事項

本部長は、この要綱の運用に当たっては、次に掲げる事項について配意するものとする。

(1) サイバー防犯ボランティアの活動が積極的に推進されるよう、緊密な連絡及び連携を保持するとともに、その活動に必要な知識及び技能の向上を図るため、必要な情報の提供、研修会の開催等に努めること。

(2) サイバー防犯ボランティアに過度の負担を強いることのないよう配意すること。

別記

第1号様式 (2の(1)関係)

年 月 日

本部長 殿

所 属 長	印
-------	---

サイバー防犯ボランティア推薦書

次の者をサイバー防犯ボランティアとして推薦する。

[illegible]

[illegible]

本部長 殿

所 属 長

印

サイバー防犯ボランティア推薦書

次の団体をサイバー防犯ボランティアとして推薦する。

[illegible]

第

号

委 嘱 状

様

あなたをサイバー防犯ボランティアに委嘱します

年 月 日

鹿児島県警察本部長

印

第 号

委 嘱 状

殿

貴団体をサイバー防犯ボランティアに委嘱します

年 月 日

鹿児島県警察本部長

印

第3号様式 (2の(2)関係)

サイバー防犯ボランティア名簿

[illegible]

第3号の2様式 (2の(2)関係)

サイバー防犯ボランティア名簿

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible]

次の団体をサイバー防犯ボランティアから解嘱されるよう申請する。

[illegible]

第5号様式（5の(3)関係）

年 月 日

鹿児島県警察本部長 殿

住所

氏名

サイバー防犯ボランティア辞任申出書

サイバー防犯ボランティア運用要綱の規定により，辞任を申し出ます。

1 委嘱年月日 年 月 日

2 辞任の理由

第5号の2様式（5の(3)関係）

年 月 日

鹿児島県警察本部長 殿

団体所在地

団 体 名

サイバー防犯ボランティア辞任申出書

サイバー防犯ボランティア運用要綱の規定により，辞任を申し出ます。

1 委嘱年月日 年 月 日

2 辞任の理由

第6号様式（5の(4)関係）

サイバー防犯ボランティア解嘱通知書

様

サイバー防犯ボランティア運用要綱の規定により解嘱します。

（解嘱理由）

年 月 日
鹿児島県警察本部長

印

第6号の2様式（5の(4)関係）

サイバー防犯ボランティア解嘱通知書

殿

サイバー防犯ボランティア運用要綱の規定により解嘱します。

（解嘱理由）

年 月 日
鹿児島県警察本部長

印